

令和3年度 第2回 高知県公立大学法人経営審議会議事録

1 日 時：令和3年10月22日（金）14：00～15：10

2 場 所：高知県公立大学法人 永国寺キャンパス教育研究棟3階 役員会議室

3 会場出席者：中澤 卓史、磯部 雅彦、野嶋 佐由美、五百藏 高浩、那須 清吾、佐竹 慶生、
十河 清、谷脇 明、上田 達哉、国則 勝英、岡村 昭一、法光院 晶一、弥勒 美彦
WEB出席者：尾池 和夫、春日 文子
監事：浜田 正博、松本 幸大
欠席者：青木 章泰、伊藤 博明

4 議事録署名人の選出

規程により理事長が議長を務め、議案について審議を行った。

本経営審議会の議事録署名人として、国則委員と佐竹委員を指名した。

5 議 事

1号議案 高知県公立大学法人令和4年度予算編成方針について

事務局からの説明ののち、議案について審議を行い、原案どおり承認された。

予算編成についての補足説明は、次のとおり。

- ・ 理事長より、令和4年度の予算には、高知工科大学の新学群設置の予算は含んでいないため、県の検討の進み具合に応じて、法人として補正予算を組む予定である。また、県が新学群の検討会を10月16日付で発足させたとの報告があった。
高知工科大学より、新学群の設置計画についての経過説明があり、今後順調に進んだ場合、新学群の設置は令和6年4月になる予定であるとの報告があった。
- ・ 委員より、新学群の設置は、急ぐべき問題である。データサイエンスと、ビジネス・教育がどのように直結するのかを県民に理解をしてもらい、新設の気運を盛り上げるためにも予算を組んで工夫して遂行して頂きたいとの意見があり、本部長より経済同友会の親睦団体にDXの研究会を立ち上げて勉強しようという動きもあり、関係機関と広がりをもって対応を行っていくとの説明があった。
- ・ 委員より、寮生の受け入れ時期と寮の運営予算について質問があり、事務局より、学生の入寮は来年4月から、寮の運営経費と寮費収入は本予算に計上しているとの回答があった。

2号議案 高知県公立大学法人職員就業規則等の改正について

事務局からの説明ののち、議案について審議を行い、原案どおり承認された。

- ・ 理事長より、就業規則の改正は、ハラスメントの防止に対してより強い意志で取り組んでいくことの表れであるとの説明があった。

3号議案 高知県公立大学法人法人本部ハラスメントの防止等に関する規程の制定について

事務局からの説明ののち、議案について審議を行い、原案どおり承認された。

なお、既に各大学に規程が整備され、相談窓口があったため、法人本部職員はそちらを利用する

としていたが、法改正により事業所ごとの設置が義務付けられたため、新たに法人本部でも制定をすとの説明があった。

4号議案 高知県公立大学法人学生寮規程の改正について

事務局からの説明ののち、議案について審議を行い、原案どおり承認された。

なお、あふち寮新寮とさくら寮の寮費の違いは、立地によるものであるとの説明があった。

6 報 告

1号報告 高知県公立大学法人令和2年度業務実績及び第2期中期目標期間の終了時に見込まれる実績評価の結果について

2号報告 令和2年度高知県公立大学法人財務諸表に係る承認について

3号報告 一般財団法人基督教高知婦人矯風会学生ホームからの不動産贈与について

4号報告 高知工科大学学生寮管理規程の改正について

- ・ 委員より、外国人留学生の人数と、入寮者数について質問があり、次のとおり回答があった。また、コロナの影響で留学生の来日も受け入れ側も大変だと思うが、可能な限り門戸を開いて積極的に受け入れて欲しいと要望があった。
- ・ 高知県立大学より、留学生は、主に学部生で約十数名である。池キャンパスに隣接するさくら寮を国際寮としており、入寮している学生と、外部に住んでいる学生がいる。留学生への支援としては、日本語支援・授業料免除等を行っており、学生と留学生が交流する仕組みを作っていると回答があった。
- ・ 高知工科大学より、留学生数は、過去数年は約60名で推移しており、多くが入寮している。留学生を積極的に受け入れるために授業料免除や奨学金支払いなどの経済的支援を受けられる仕組みを作っている。なお、コロナにより留学許可を出しても来日できない場合は、自国でオンライン授業を受講、更には入学の延長も可能としており、コロナでも就学ができる環境を整えているとの回答があった。
理事長から、18歳人口の減少から、他国からの留学生を受け入れる経営方針があり、両大学とも留学生を増やす努力をしているとの説明があった。
- ・ 委員より、中国を念頭に外国人留学生の受け入れに関して、対日本との国力の差を広げることになるのではないかと危惧をしているとの意見があり、次のとおり回答があった。
- ・ 高知工科大学より、知財面には留意しているが、一方で大学の使命として、文化・学術的交流は、どこの国ともやるべきであり、政治と行政とは区別されるべきで、研究者間では個人レベルの交流が続くとの回答があった。
- ・ 委員より、日本の大学は、留学生を日本の学生と同じように教育しており、特に教育しているわけではなく、県民の税金は同じように使われている。そして、学術は全ての人の福祉に貢献し、政治行政的な対立を緩和する役割もあるため、留学生の受け入れは将来にわたって世界の平和に貢献するとの意見があった。また、学術に国境はないが、特に博士課程の研究を行う際に特許を取るなど知財が発生する場合は、危機管理・国際問題でもあるので契約内容は十分注意して頂きたいとの意見があった。

7 その他 報告事項

- ・ 理事長より、雇い止め訴訟について次のとおり最終報告があった。
8月10日付で最高裁は原告と被告双方からの上告を受理しないとの決定をしたため、雇い止めを無効とする一方で、継続雇用は認めないとした二審高松高裁判決が確定した。法人内において、雇用契約については、理事長通知により、改めて十分注意するよう注意喚起を行ったとの報告があった。
- ・ 事務局より、11月下旬の臨時経営審議会・理事会の開催について説明の後、日程調整の依頼があった。

以上により、本日の議事を終了した。

うえのとおり、確認をする。

令和 年 月 日

議 長 _____ ⑩

議事録署名人 _____ ⑩

議事録署名人 _____ ⑩